

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

2 月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	水道記念館学習施設映像展示物 修繕	視聴覚機 器	株式会社フルフィル	2,721,400	令和2年2月19日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号	G31	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

水道記念館学習施設映像展示物 修繕

2 契約の相手方

株式会社フルフィル

3 随意契約理由

本業務は、大阪市水道局水道記念館に来館されたお客さまが、水道事業の役割や水の大切さ、浄水場の仕組みなどについて、より一層理解を深めていただくことを目的に設置している、個性あふれるキャラクター（じょう水ジョーと大阪水フレンズ）の映像展示パネル機器（以下「本パネル機器」という。）の修繕を行うものです。

本パネル機器は上記業者が独自に企画開発・設計施工を行ったものであり、他に同様の機器がない唯一のものとなっています。

また、センサー部・コントロール部についても上記業者が独自にマイコン制御プログラムを開発して搭載しているため修繕を行うにあたっては本機器特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

さらに、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、上記業者以外が本業務を履行し、本パネル機器に障害が発生した場合、その原因が本パネル機器固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは株式会社フルフィルが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課柴島事務所（電話番号 06-6320-2874）